

## 平成21年度 第3回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成21年7月28日（火）17:00～18:00
2. 場所：永田町合同庁舎7階特別会議室
3. 出席者：  
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、浅見泰司、有富慶二、小田原榮、川上康男、  
中条潮、富山和彦、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員  
（事務局）松山政策統括官、小田規制改革推進室長、吉田参事官、高田参事官、鈴木室参事、  
越智企画官、岩村企画官、山本企画官
4. 議題：中間とりまとめ素案審議 等
5. 議事録

○草刈議長 それでは、定刻ですので、平成21年度第3回「規制改革会議」を開会します。

今日の欠席は、安念委員、翁委員、木場委員で、12人が御出席です。

早速議事に入ります。1つ目は「中間とりまとめ素案審議」です。これはこの前、実は運営委員会で行ったときにも大体のお話はしていただいたので、余り重複しないで、ごく簡潔にコメントをしていただければと思います。

中間とりまとめの取扱いそのものについては、後で議題3の「当面の会議運営方針」でお話をしたいと思っています。あらかじめ、お断りしておきますが、中間とりまとめについてはまだ審議の途中ですので、資料1及び当該部分に関する議事録は、当面非公表ということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、簡潔に一つずつお願ひします。まず医療のところを松井主査からお願ひします。

○松井委員 この前の会議で申し上げた内容から基本的に変わらないのですが、医療は9ページまであって、特にポイントになるのは6ページと7ページの部分です。

6ページに書いてある「② 診療報酬・保険診療の在り方の再検討」についてですが、診療報酬は社保審とか中医協とかが中心になって決めているわけですが、報酬体系そのものが物すごい複雑になっていて、専門家でないと全然わからない。それを永年継ぎ足して、今の複雑な体系ができていますけれども、この診療報酬の決め方ないしは出来高制に基づく診療報酬体系そのもののあり方について、抜本的に考え直すことを問題意識として出していきたいと思っています。保険診療の価格体系の問題ですが、当然その周囲の問題とも絡んできます。

7ページの「③ 国民が参画する医療制度の再構築」。簡単に言ってしまうと、今、厚生労働省が負担・受益の在り方、安全のための規制、産業政策など、配給制度の下、一貫通貫で全部担っているけれども、そもそもそういうガバナンスの在り方で果たしていいのか。もっとこれを整理・分散して担わせるべしという問題提起です。産業政策については経産省辺りと連携させるか、そもそもそのような発想自体が厚労省にはないので、いっそのこと経産省に専門部局をつくって任せると良いと思います。安全担保を担うための今の行政組織も、PMDAなどの外部組織も含めて職員の

プロフェッショナルリタイアが根本的に欠けているので、解体した上で、新たに民間の専門家、プロフェッショナルを中心とした、それを担う組織をつくって担わせるといったことを考えるべきです。負担・受益の在り方については、他の介護や年金、生活保護などの社会保障や税のあり方、地方分権などと絡めて、政府・国民全体の根幹をなす問題でありますから、これは政府中枢に政策立案をさせることが大事です。要は、局あって省なし、課あって局なし、といった縦割り行政の弊害が、今、医療行政にもろに現れている。運用面でも各地方の問題として責任回避をしている。各セクションが旧陸軍の関東軍のように勝手に動いて、戦略が全くないから、随所で医療崩壊が起きている。こういった形で、ガバナンスを総見直しすべきだということを、最終年度に当たって強調していきたいなと思っております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。では、介護を有富主査からお願いします。

○有富委員 介護は10～25ページまででございます。冒頭に書いてありますように、現在、給付費が6.2兆円と言っているんですけども、団塊の世代の方々が利用するようになると、多分19～24兆円くらいになるだろうと社会保障国民会議が試算をしております。現在のままの制度だと、サステナビリティに問題があるということが考えられるので、大胆な制度の再設計が急務であるというのが総論でございます。

どういうスタンスで再設計すべきかという、本来、供給者側に民間を参入させて、公正な競争があって品質の向上や生産性の向上がなされるべきだという設計になっているにもかかわらず、いろいろな規制があって、結果的に競争環境がうまく整備されていないというのが最大の問題なので、その辺を一つ一つつぶしていこうと思います。

まず13ページの「(1) 利用者のニーズに応じたサービスの供給システムの構築」。要は利用者ニーズから改めて考えるということで、中身に細かいことがいろいろ書かれています。

「(2) サービスの質の更なる改善への取組」。介護ではレセプトのオンライン化ができ上がっているんだけど、集めた情報を上手にフィードバックに使っているということがまだまだ充分ではないので、この辺を追求して、改善をしていこうと考えています。

22ページ「(3) 介護人材の養成と確保に係る対策の強化」。働く人の立場のアプローチを議論しています。

さて、もう一つお話ししておきたいのは、6月8日の日経の夕刊に出ていた事業所に事務局に行ってもらいました。それを聞くと、技術者出身で、ものすごく工夫している方がいる。介護報酬の5割を働いている人に払うということを今、実現できていて、全体の売上から5割はヘルパーに払い、2割の利益を出すということを工夫してやっているんです。もう少しよく調べてから、この人にヒアリングに来ていただこうかなと思っているんです。具体的に細かいことを一個一個つぶしていくと、多分いい方向に行けるのではないかなと思っている状況でございます。

以上です。

○草刈議長 集中テーマのところだけ先にやってしまいます。農林水産分野で八田主査をお願いします。

○八田議長代理 比較的新しい点を2, 3ご紹介します。まず、農業関係の補助金が与えられる場合に、実際には農業に従事はしてなくても、農地を持っている人を「農業者」と定義して受給対象としています。農業者として生産法人のような実際に農業をやってきた者も入れるべきではないかという定義の見直しです。さらに、農地法の中でもやはり農業者という言葉が使われていますが、同様に見直すべきではないかというものです。

次に、第二農協とは言っていないけれども、農協間のいわゆる競争をもっと自由にするようにということが64ページのイで書かれていることです。

林業については69ページ。林地を集約化しようとする場合は、不明・不在所有者があるときに困る。この人達の所有地を一部棚上げにして、供託金を払って集約化する、後で所有者がわかたら、供託金の中からちゃんとお払いするという形で集約化できるような方向に持っていこうということなのです。

水産に関しては、これまでどおりITQのことはやっていきますが、77ページの下の方に「③ 漁業権の開放」という項目があります。一番下に「イ 取組課題」の「(ア) 資格要件・優先順位等の見直し」。これは、漁業権が最終的に配分される基準は非常に不明確だから、これを明確化していこうということなのです。

最後に全産業を通じての共通分野の課題が82ページから始まります。そこで特に重要なのは84~85ページに書いていることです。中小企業金融が農業産物の加工生産などをする農家にお金を貸したりというときに、信用保険料が農家の信用格付けに基づいて段階に分かれていなくて、全部一律であることを問題にしています。それに対して中小企業金融の保険制度では、債務者の格付けが行われて、9段階に格付けされている。当然のことですが、農業に対しても新しいデータをつくり、共有化できるようにすべきではないか。そういうことを訴えています。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。続いて、航空・空港のところを中条主査、お願いします。

○中条委員 航空・空港分野は、新しいことはありません。これまで言ってきたことを続けて主張していくという形になります。

113~116 ページまでに、これまでどういうことを主張してきたかということと、それがどこまで対応されてきたかということ。それから、足りないところはどこかというのを表にまとめております。

内容的にはこれまでに何度も申し上げたことですので、詳しいことは省略しますが、首都圏空港の容量をせめて80万回まで拡大するという。羽田の国際化を更に進めるということ。国際航空の自由化について、首都圏を含めた自由化を進めていくということ。航空運送事業者の競争力を向上するために、そのコストの引き下げにつながるような規制緩和を進めていきたいと思います。最後に、空港の管理運営をもっと効率化していきましょう。民営化を視野に入れながら、空港の整備制度を考えていきたいと思いますというのが内容です。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。それでは、住宅・土地、雇用・労働、教育、いわゆる一般

テーマである法務・資格ということを含めて、福井主査からお願いします。

○福井委員 86 ページが住宅・土地です。依然、マンションの建て替えのテーマを一つの重点課題に取り組んでおります。

多少新しい話題では、90～91 ページですけれども、公共事業の費用便益分析が必ずしも厳密でないという実態がありますので、第三者機関によるチェックなど、より厳正、適正な取組みが必要ではないかという趣旨も問題提起が新しいテーマです。

続きまして、117 ページ以降が、雇用・労働です。雇用・労働につきましては、従来と基本的な提言内容に変更はございませんが、特に 119 ページの退職金税制や 120 ページの企業年金制度といったもの、これらが例えば公平ですとか、辞める時期に関する中立性を損なっているのではないかという問題意識を新たに提示しているところが新しい点です。

更に派遣と請負の区分などにつきましても、122～125 ページにあります。現在の厚労省の運用や運用基準には、かなり現場での混乱をもたらす要素があるという指摘を多々受けておまして、これらの見直しについて、より詳細に書き込んだのが新しい点です。

130 ページ以降が教育です。教育につきましても、基本的な提言内容は学習者本意の教育を中心としています。そこに最近の内閣府調査、アンケートなどを盛り込みまして、できるだけ具体的に記述したのが新しい点です。

165 ページから、法務・資格分野です。法務・資格につきましても、関連の資格者団体等から精力的にヒアリングを行ってきておまして、弁護士資格、その他のさまざま資格につきまして、業際間の垣根をできるだけ低くするなどの趣旨の見直しの方向を記述したのが特に新しい点です。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。それでは、あと2つお話をさせていただくということで、地域活性化のところで米田主査からお願いして、その後に環境のところを本田主査からお願いします。

○米田委員 地域活性化の方は 151 ページです。地域の実情に応じた規制改革ということで「あじさい・もみじ」で出た要望を丁寧に拾い上げていくことに注力しております。

特に今回は縦割行政の弊害を除くべく努力しています。過疎の進む地方では、マーケットが小さかったり人口が少なかったりするものですから、専業よりも副業で自立していく面があるんですが、行政が縦割りのため、非常に規則が煩雑になっておまして、副業を阻害している面があります。そういったものを取り除く努力をしています。また、国と地方の間で、国の方は規制緩和しても、地方の方はなかなか規制緩和が進んでいないという分権の弊害みたいなものもございます。構造改革特区の方で要望がでたけれども、特区の方が取り上げなかったものも、規制改革が取り上げるなど、今いろいろなことに取り組んでおります。

中身につきましては、一つが有富主査のところも介護とかやっておられるのですが、地方における介護福祉の兼業問題に取り組んでいます。介護のための地域の包括支援センターが、介護保険法で運営されているがために、いわゆる障害者用の相談窓口にならないという省庁の縦割りというよりも、局割りの弊害があります。介護の方は介護保険法の財源で運営されていますが、障害者の方は地方分権の中で市町村に委ねられておまして、それが全然別系統であるということで、結局、

介護福祉の専門家が障害者の方の相談に乗れないという状況があります。

地方では、そんなにたくさんプロがいるわけではないので、プロが専門知識を持って、いろいろな方々のケアを行っていただきたいということで、介護と障害者の局割りの弊害を何とか打破して、専門家が両方を兼務できるような形をとということで、今いろいろと取り組んでおります。

また、例えば、障害者のグループホームは近年、障害者はなるべく地域とともに生きていこうという流れがありまして、人数をだんだん減らしていますが、そうすると定員を満たせずに運営できなくなる問題が生じます。認知症の人も引き受けたら、維持していけるとケースもあります。いろいろな意味で地域の実情に応じたサービスが最大限できるような規制改革をやってきたいということで取り組んでおります。それが「(1) 過疎の進む地方における福祉・介護について」。これは「あじさい・もみじ」で出ている要望です。

「(2) 農村地域工業等導入促進法に定める農村地域要件の見直し等」というのは、前回の会議のときにも御説明したんですが、市町村合併で、多くの農村が集まって市になり、その市がある一定要件を超えると、農村地域でないことになってしまいます。けれども、幾ら合併しても農村地域は相変わらず農村地域なので、たまたまある一定の人数を超えてしまったために、農村優遇の枠を外れてしまうというのは、過疎地においてマイナスになっております。過疎法の見直しとともに、過疎地域の定義の見直しが行われている中で、きちんと農村地域の定義も見直していただきたいと思っております。

リサイクルの方でやっておりますのは、木質バイオマスです。これは本田委員の環境 TF と連携を取っております。森林バイオマスをこれから発展させていこうと思うと、リサイクル原料をゴミとしてではなく材料として運搬して処理できるような仕組みが求められています。ゴミの扱いになると、廃棄物運搬許可とか、廃棄物処理許可をとる必要があり、とても煩雑で、静脈産業は発展しづらくなるということで一生懸命やっています。とりあえず今は環境省がベストプラクティスの事例集をつくるという方向で進んでおり、こうやったら簡単に許可がとれますという提示までは行っています。それを突破口にして何とかもっと使いやすい環境を整えていけたらいいなと思っております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。いわゆる一般テーマに属するんですけども、金融の話を富山主査からお願いします。

○富山委員 170 ページです。ここは大まかに5つです。1つはこの前、経産省が頑張っていたコーポレート・ガバナンスの話です。あれでガバナンス論がこけてしまうとまずいので、巻き返しというわけではないんですけども、切り口を変えて頑張ろうという話です。

インサイダー取引規制は、逆に日本の規制のやり方が諸外国と比較しても独特にあいまいに広いので、これが実際に経営者になってしまうと株を買えない状態になっているのはまずいだろうというところ。

3番目と4番目は実はすごくリンクするんですが、業務範囲規制というのが今回のアメリカのいろいろな状況を見てもわかるように、実は余り規制的な意味をなくしてきているので、それはむしろ

ろ垣根を下げた方がいいでしょうという議論をする一方で、今度は逆にその危機予防とか危機発生時の有事対応に関して、要は銀行さえ抑えておけばいいというのもおかしいので、この3と4は連動する議論だろうなど。

それともう一つは、例のプロシクリカリティーの問題がやはり出てきているので、これは翁委員の専売特許にもなっていますが、マクロプルーデンス的な観点を取り込んで危機予防及び発生時の規制監督の見直しもかけていく。これは実は金融庁もその方向で動き出しているのですが、方向性を合わせながらも、これに乗じて焼け太りみたいなことが起きないように見ていくという感じです。

あとは要望集中受付で入ったところを幾つかピックアップするという感じです。

○草刈議長 ありがとうございます。本田主査、飛ばしてしまって済みません。どうぞ。

○本田委員 155ページでございます。環境は3つやっております、1つ目は地球温暖化、2つ目が廃棄物、3つ目が保安でございます。

地球温暖化に関しましては、国際社会の一員としてCO<sub>2</sub>の削減の達成をすべきかどうかという議論はさて置き、達成をするという宣言をしてしまった以上、どういうことができるかという観点から話をしております。また、この地球温暖化というものが1つの世界的なテーマとなるために、日本の経済成長にこれをうまく活用できないかという観点も盛り込んでおります。

1つ目の太陽光発電の産業利用に関しては、先ほど申し上げた2つのうちの後者、つまり経済成長という観点から、この産業をもう少し育成できないかということでございます。規制の変更によりまして、当初は太陽光発電の分野でトップを走っていた日本が、今、ドイツの後塵を拝するような形になっています。

産業育成できないかという背景で、「あじさい」にも要望が出ており、直接当会議にも話がきておりますが、工場立地法の変更があります。9,000平米以上の工場を建てる場合には敷地面積の約20%を緑地とする規制があります。このうちの一部に、太陽光パネルを設置すれば、緑化の代替として認めてはどうかという提案でございます。

次に、小型水力発電です。水力が非常に多い我が国にとって水力発電の増加は、環境にプラスですが、水利権の関係で、許認可の主体が国になったり都道府県になったりと、今、大変複雑になっている。そこで、小水力発電に関しましては、特定水利権から除外をすることによって、推量区発電の活用促進を検討したいと考えております。

廃棄物・リサイクルの分野では、先ほど米田先生からも出ましたけれども、一般廃棄物、産業廃棄物と分かれて、許認可主体も、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県と政令都市とに分かれており、例えばこの間出ていました混紡のユニフォーム、これ一つを処分するに当たっても両方の認可が必要となります。つまり一般廃棄物と産業廃棄物の両方に指定されるようなものに関しては、たった一つそのユニフォームを捨てるがために、非常に多くの許認可を受けた廃棄物処理業者に委託しなければならない。この見直しを継続してやっていきたいと考えております。

保安分野は安念先生にやっていただいておりますが、タンクの検査を1回やると、平均7～10か月タンクを閉めないといけないという状態に今あります。検査の周期を延ばすという方向で、これも前向きな検討をしていただいていると承っております。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。今日御出席いただいている、まだ御発言をいただけていない浅見委員、小田原委員、川上委員から何かコメントがございましたら、どうぞお願いします。

○川上委員 5月になりますが「あじさい」要望のPRということで、広島の中国経済連合会の理事会と九州経済連合会の行財政改革委員会でPRをしてきました。昨年度のもみじ要望については、三百数十件の要望の中で、当日時点で10件の実施と16件の検討しか取れていないということで、苦情でもないんだけど、もうちょっと頑張って実施率を上げていただきたいという意見が出ていましたので、お知らせします。

また、この規制改革要望というのは、連合会事務局の方はよくわかっているなという感じがしましたが、一般の会員の方はまだ余り御存じなく、もっとPRが必要と思われましたので、付け加えておきます。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。小田原先生、何かありますか。

○小田原委員 教育の方では、大学の学長選考の在り方等が新しい問題として出てきていますので、そういうところに取り組んでいくことと、前に扱われていて、そのままになってしまっている教育委員会の在り方も改めて取り組む必要があるかなと思っています。

○草刈議長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。今日はこういう形で皆さんにまとめていただいたのは、いずれにしても後で申し上げますけれども、周囲の情勢がいつもと違って、中間とりまとめをオフィシャルな形で公表できないという状況にあります。ただ、我々の中ではきちんとまとめて、これから12月までのいろいろな交渉のベースにしようという意味でお願いをいたしました。その点は後で申し上げます。

まずその前に今、川上委員からお話が出ましたけれども、規制改革集中受付について、今回はできるだけ7月、8月にいつもに増して、きちんとやっつけようということなので、その辺について、米田主査から説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○米田委員 今、川上委員からお話がありましたように「あじさい」要望がまとまりました。今年は例えば川上委員に九経連に行っていたいただいたお陰で、初めて九経連からも7件の要望をいただきまして、ありがとうございます。それから、日本商工会議所も議長に行っていたいただいて、12件出ておりますし、関西経済連合会は29件というふうに、今まで出てこなかったところからも出ております。今年は去年に比べて100件多い608件です。

手持ちの資料でタイムテーブルのあるものを見ていただきたいのですが、今年は4月2日の規制改革会議のときに「あじさい」を重点化して、なるべく年末答申に結び付ける形で、先ほど川上委員から御提案がありましたように、実現率を高めようということで頑張っているわけです。

特に今年はこのスケジュールを見ていただきたいのですが、現在、各省庁にいろいろな検討課題が投げられていて、今、1次回答が戻ってきているところがございます。近々間もなく各幹事の方から主査の方に、どういう回答が戻ってきたかという御連絡を差し上げます。再要望の提出まで比

較的長い期間を取ってあります。次の8月21日に再検討要請というのを出します。各意見を出した方からの再意見の締切が8月17日で、あとは事務局の方でまとめて各省庁に再度投げるのが21日です。この期間を長めに取りましたというのが一番大きな改革でございます。是非皆様にいろいろな要望と一緒に目を通していただいて、場合によっては要望者をヒアリングに呼んでお知恵を付けていただくなど、しっかりした対応を取っていただければと思っております。

なお、中には再意見を出さないという方もいらっしゃいます。もし再意見を出さなければ、今度は9月にその中で重点的なもの。これはいい筋だというものを取り上げて折衝しようと思ったときに、再意見が出ていないと1回で取り下げたとみなされてしまって、タスクフォースの審議に載せられない可能性がありますので、その辺は気を付けて、これはいい筋だと思ったものについては、是非いろいろな知恵も付けていただきながら、再意見を出すような形に御協力いただければと思っております。

それに対しまして、21日に再検討要請をして、28日に2次回答が来ます。その中で不可になったものの中で筋のいいもの、緊急性の高いものがありましたら、是非9月のタスクフォース審議の中に入れていただいて、本部決定に向けて頑張っていただければと思います。

9月の中で折衝をしたものについて、できましたものが10月の本部決定で、先ほど川上委員から話がありましたけれども、去年は検討も含めて25件出たわけですが、今年は本部決定できる玉をなるべく多く増やしたい。それで落ちたものについても重要なものは年末答申に向けて、是非拾い上げて頑張っていっていただけたらと思っておりますので、御協力の方、よろしく願いいたします。

○草刈議長 どうもありがとうございました。今「あじさい」の話、その前の中間とりまとめまで、御意見あるいは御質問がある方はどうぞお願いします。

○福井委員 「あじさい」の関係で、今御説明があったものの再意見の話ですけれども、再意見を提出しない場合は各省庁がタスクフォース折衝に応じない可能性が生じる、というのはどういう趣旨ですか。関係ないと思うんですが。

○米田委員 一次回答に対して、そんなことはないという強い要望を再意見で示したほうが、その後の各省庁の均衡が進めやすい。

○福井委員 心証としてはそうかもしれませんが、当会議と省庁との関係では、あくまでも「あじさい」の意見とか要望はきっかけに過ぎないわけで、一種の裁判の当事者主義の対審構造とは違って、会議が言わば情報として知り得たきっかけを使って、職権で各省庁と折衝するのに載せるという手続のはずです。

ですから、逆に言えば、要望者が例えばくじけてしまったとか、これ以上は付き合っていられないというふうになって、再意見とかそれ以上の協議継続を仮に望まなくなっても、当会議として、この要望の筋は通っていると判断するのであれば、それは要望者が取り下げようが、やる気がなくなってしまうのが、それと関係なく取り組むべきものです。要望者のスタンスにかかわらず、会議として重要だと思う事項を、最終的には年末答申に向けて、とにかく粛々と職権で各省庁と渡り合いながら交渉していく。したがって、会議が問題提起した際に、各省庁が、要望者から再意見が出

なかったからタスクフォースの折衝やらヒアリングに応じません、と述べる法的権限はないはずなので、そこはあまり要望者の意向とか態度に関係なく、やるべきものはやる、と割り切っておいた方がよいと思います。

○草刈議長 その辺でもし何かあったら。

○越智企画官 今、委員がおっしゃられたとおりでありまして、2つあると理解しております。1つは、規制改革推進本部としての業務について「あじさい」要望に対応するというところでございます。こちらの部分につきましては、基本的には要望者と本部の方で事務的にやりまして、会議の協力をいただくという話になっておりますので、その観点から各省に応じてもらおうとすると、要望者から再意見が出ている方が各省が応じやすいということになります。

一方で、会議と要望者の関係を考えますと、会議の方では各省に来ていただいて、ヒアリングをすることができますので、そういう意味では年末答申に向けて、会議として取り組むべきことであれば、要望をきっかけとして自由に交渉することも可能となります。

○福井委員 少なくとも後ろでやるのであれば、きっかけですので、要望者に余り負担をかけてはいけないと思います。言わば筋の通った何らかの提案について、情報を寄せてくれただけでも、ほかの人に及ぼす外部性や公共財的貢献を考えたら、ありがたい話なわけで、きっかけとして趣旨はよくわかったと受け止めることが重要です。

要望者がどれくらいひどい目に遭っているかなどという個別事情は、派生情報としてあるに越したことはないけれども、議論の筋が通っているものは、要望者の手を離れても、会議として、言わば要望者対各省庁ではなくて、会議対各省庁で処理していかないと、あそこに手を挙げると物すごく後で時間と労力を割かれるよ、などという風評が立つと、今度はよい提案をしてくれる人が少なくなることにつながりかねない。基本的にはきっかけとして趣旨を理解できたら、後は会議対省庁の関係にして、御参考として要望者からは必要に応じて情報提供をいただくもの、と割り切ったらよいと思います。

○米田委員 済みません。私は誤解を与えるような説明をしたかもしれません。「あじさい」の要望に沿った本部決定まで持ち込むスケジュールの中では、9月の折衝に2次の要請がないと持ち込めないんですが、その後で会議として、本体で取り上げましょうということであれば、それは福井先生のおっしゃるとおりなので、そういうふうに訂正しておきます。

○福井委員 10月の本部もそうなんですか。10月の本部決定も、意見が出ていないものは閣議決定の対象にしませんというようなルールは存在しているんですか。

○越智企画官 そこは明示的ではないんですけれども、再意見があった方が各省がヒアリングに応じて、最終的に各省合意が取りやすいという意味です。

○福井委員 要するに再意見があった方が事実上強い意向があることがわかるという参考情報ですね。別になくても会議と各省で渡り合って話が付けば、持ち込めることにはなっていますね。

○草刈議長 省庁は大体ノーと言いますね。仮にそのときに提案した人が、もう私はおりますと言ったと。そのタスクフォースの判断として、取り上げるほどのものではないというところはそのとおりにして、そうはいかないよというものは会議として、ちゃんと継続的にやりたいというものは

フォローしていくということでもいいでしょう。

○越智企画官 はい。

○草刈議長 規制改革推進本部はどのような組織でしょうか。

○越智企画官 これは閣僚からなる組織でありまして、「あじさい」の方はその下で行っていて、会議の協力をいただくというふうに基本方針に書かれております。

○福井委員 それは閣議とどう違うんですか。

○岩村企画官 これは閣議決定で設置されているものでございまして、本部長が総理で、副本部長が官房長官、規制改革担当大臣、地方再生担当大臣、経済財政政策担当大臣。

○福井委員 閣議メンバーとどう違うんですか。

○越智企画官 同じです。

○福井委員 全く重なっているんですか。要するに異同もなく、完全に必要・十分条件ですか。

○吉田参事官 そうですね。ただ、今、説明にありましたように副本部長が位置づけられているので、そこに規制改革により関係の深い閣僚が副本部長に就いておられるということです。

○福井委員 法的効力は本部決定と閣議決定では全く同等ですか。

○吉田参事官 そこは厳密には難しいところですが、閣議ということではなく、本部決定ということでやってございます。

○福井委員 ネーミング上、閣議より軽いような感じがしなくもない。

○吉田参事官 そこはまさにその会議体自体が閣議で設けられていて、その設けられたところの本部で決定したということになります。

○福井委員 例えば規制改革会議の本体委員会がタスクフォースを全委員参加で設けたというようなものですか。多分閣議の方が上位組織体ですね。

○吉田参事官 規制改革推進3か年計画は、閣議決定されてございます。

○草刈議長 その辺は私もいまいまいちよくわからないので質問したのですが、いずれにしてもタスクフォースで皆さんが出してくれたものをどこまでサポートしていけるのかというところでは同じことだと思うので、そういうつもりで是非お願いをします。今までのところは、ほかによろしいですか。

最後にお手元の資料3を見ていただきたいと思います。当面の会議の運営方針です。御承知のように21日に解散ということで、8月30日投票という選挙の季節に入ってしまったわけです。皆さんと御相談したとおり、中間とりまとめについては7月25日くらいまでにキャッチアップをして、早く取りまとめてしまおうではないかというのが、この前の運営委員会での議論だったと思いますが、それを待たずして解散してしまったと。自民党行革推進本部長とか、2~3の人とも話をしたんですが、とにかくそれまでに行革本部が動いて、中間とりまとめに持っていくというのは、どうしても時間的にも間に合わないということになってしまいました。

したがって、そういう状況の中で、かつ総選挙後の新政権がどういうスタンスを取るのかも不明なわけですが、7月中旬に各省協議や中間とりまとめを強引にまとめて、オーソライズしてもらうということは不可能だということになってしまったので、いずれにしても選挙後に改めて中間とりま

とめの扱いを決定することにせざるを得ないと思っています。

新政権の概要が判明するまでは、各省庁とも大きな方針決定は行いがたいと思うので、今年の年末の折衝はややスタートが遅れるだろうと思います。ですから、その間、我々としてはどういふことをしていけばいいのかということで、当面の会議の運営方針をきちんと我々の中で確認しておく必要があるということで、今日はこの会合をお願いしたわけでございます。

ポイントは3つほどございまして、第1に「中間とりまとめの取扱い」です。先ほど申し上げましたが、7月中には公表ができないということなのですが、我々としては今後の活動のより所ということで、きちんとこれをまとめておく必要があるということで、先ほど皆さんから御説明をいただいた、我々の内部での中間取りまとめ（案）を現時点でのこの会議の原案ということで押さえておきたいというのが第1点です。

9月以降、どういう展開になるか。それは状況を見ながら、できればこの中間とりまとめの公表をできればやる。その時間的余裕があるかどうか。すぐに年末答申の折衝に入ってしまうかもしれないということでございます。

2番目の「最終答申に向けた調査・審議」ですが、いずれにしても先ほど申し上げた状況なので、恐らく役所との折衝は9月半ば以降でないと思進まないと思います。したがって集中テーマ、一般テーマ、各タスクフォースにおいては、いわゆる中間とりまとめをベースにして、問題意識・論点を掘り下げて、更にこの期間を活用して、調査・審議を充実させる。したがって、当面は現場検証、関係者のヒアリングということで、更に理論構成を充実させるというところに使っていただきたいというのが2番目でございます。

3番目はさっき米田さんから御説明がありましたけれども、この「あじさい」については言えば、我々の年末答申云々とは関係のないところで、これはそれだけのオーソライゼーションがあるわけですから、この「あじさい」については今年は時間的な余裕も少しあるので、さっきのスケジュアリングをごらんになっておわかりのとおり、かなり重点的に活動をしていこうではないかと。

このスケジュールにありますように、こういった夏休みの最中で申し訳ないのですが、8月17日に「再意見聴取締切」と書いてありますが、この辺りでタスクフォースの主査に集まっていたら、重点項目の確認、これからどうやっていくかということ議論する場を設けたいと思っております。

1次回答を踏まえて各タスクフォース主査の下で、措置案件あるいは検討案件とする項目。これまでの当会議の答申と深い項目など、この辺を重点的に取り込んでやっていただけるように、主査の方には是非整理をお願いしたいというのが3番目であります。

そういうところでございまして、大変残念なことではあります。今の状態ではこの3つの辺りが当面の我々の運営方針として考えていただければと思います。私の方からはそういう御説明ですが、何か議論がございましたら、どうぞお願いします。八田先生、私ばかり発言してしまって済みません。

○八田議長代理 特にございませぬ。

○草刈議長 どうぞ。

○福井委員 この2番目に関係しているんですけども、調査・審議は、こういう時期にじっくりやっていくことに、充電期間の作業として意味があると思うのですが、毎年話題になりますけれども、例年、教育とか労働で意味のある調査を成果物として出しているんですが、契約が1月とか2月にずれ込んだりして、甚だ会計作業的に厳しい状況だったり、あるいは納期との関係で無理を受託者に強いたりということが毎年発生しています。是非会議として、ないしは内閣府として、勉強するテーマについて一定の序列化をしていただいて、8月とか遅くとも9月くらいに、もし外注が必要なものがあれば、発注ができるようにできませんでしょうか。契約手続が最近複雑になっているようですけれども、事務局の御協力をいただいて、早期着手した方が年末答申あるいは今後の活動にも貢献すると思いますので、早々に準備をいただければと思います。

○草刈議長 この話はいつも困ってしまう話でありまして、要するにお勉強にはお金がかかるよということで、結構悩ましい問題としてあるんです。それだけではなくて、出張に行ってヒアリングをやってくるということで、その辺の出張旅費が全然ないとか、非常にそういう問題が現実化していて、その工夫の問題がありまして、この点については室長も含めて、また御相談をお願いしたいと思いますので、頭に置いておいていただければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○福井委員 はい。

○草刈議長 その辺は統括官がせっかくおいでなので、そういう状況があるということは認識しておいていただきたいと思います。何か知恵がないかなという御相談も、どこかでしなければいけないことになると思います。

今の点について、ほかに何か御意見はありますか。特に御意見がなければ、こういうことで是非お進めをいただきたいと思います。非常にやりにくいところですが、よろしくお願いします。

それでは、本案を原案のとおり決定をさせていただきます。この件は今日欠席の委員、専門委員の皆さんにメールで御報告をさせていただきます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に議事録について、特に事務局、各委員にお願いがございます。各委員におかれては、調査・審議を進めるために積極的にタスクフォースをやっていただいているわけですが、議事録の公表状況がかなり遅れているというところがあります。規制改革運営規則というのがあるそうで、議長は当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表することになっていて、規制会議の運営方針においても審議過程の公開、透明性の確保に努めることになっておりまして、議事録の公開は重要なテーマあるいはタスクであろうと思います。

事務局から逐次確認をさせているところですけども、この辺はひとつ皆様の良識でよろしく御尽力のほど、よろしくお願いします。

今回、特にほかになければ、これで終わりたいと思いますが、何かございますか。

○松井委員 今回の議事録の件ですが、ほかのタスクの事情までよく知っているわけではないのですが、例えば医療タスクについて言うと、先日の辞令で相手方の省庁の課長クラスが結構変わってしまっていて、そうなってくると、これまでの折衝でのやり取りがきちんと引き継がれていないことが間々あります。そういう時に「前任者がこう言ったじゃないか」と言うことが出来る。この議事

録が最後の手段になっています。

医療チームだと、20年度の議事録は全部公表出来ているけれども、19年度は14回やって半分しかできていないんです。あと残りの7を早急につくらないとまずい。新しい課長に対してヒアリングをするときに、前任者はこういうことを言っているじゃないかと言うためにも必要なので、これからの準備期間という意味でも、私達もやりますから、早急に進めてもらいたいと思います。

○吉田参事官 よろしく申し上げます。

○草刈議長 どうも今日はお忙しい中、ありがとうございました。